

刑の全部の執行猶予制度の在り方 （検討課題等）

刑の全部の執行猶予制度の在り方（検討課題等）

第1 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予

考えられる制度の概要

刑の全部の執行猶予の期間中保護観察に付せられている場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする。

【検討課題】

- 初度の保護観察付き執行猶予の活用
 - ・ 保護観察付き執行猶予をより積極的に活用するためにどのような方策が考えられるか。

第2 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期

考えられる制度の概要

執行猶予の期間内に更に罪を犯した者に再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる懲役又は禁錮の刑期の上限を2年に引き上げる。

第3 執行猶予を取り消すための要件の緩和

考えられる制度の概要

刑の全部の執行猶予の期間内に遵守事項違反があった場合における執行猶予の言渡しの取消しの要件について、「情状が重いとき」（刑法第26条の2第2号）との要件を緩和する。

【検討課題】

- 必要性及び相当性
 - ・ 遵守事項の遵守を促すために、要件を緩和することが必要か。
 - ・ 社会内処遇を打ち切って施設収容することとなる要件を緩和することが相当か。
- どのような要件にするか。
 - A案** 遵守事項違反があった場合、執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。
 - B案** 遵守事項違反があった場合、情状が軽いときを除き、執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。
- 併せて以下の仕組みを設けるか。
 - ・ 保護観察期間を執行猶予期間よりも短期間にし得る仕組み
 - ・ 執行猶予期間中の行状を考慮して早期に保護観察を終了させ得る仕組み
 - ・ 刑期の一部についてのみ執行猶予を取り消し得る仕組み

第4 猶予期間経過後の執行猶予の取消し

考えられる制度の概要

- 1 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯した場合において、その罪について刑に処せられたときは、以下の要件の下で、猶予期間経過後であっても、執行猶予の言渡しを取り消して刑を執行することができるものとする。
 - ① 更に犯した罪について猶予の期間内に公訴が提起されたこと
 - ② 執行猶予の言渡しを取り消すべき場合において、検察官の請求が一定の期間内に行われたこと
- 2 1の執行猶予の言渡しの取消しは、猶予の期間内に更に犯した罪について、禁錮以上の刑に処せられたときは必要的なものとし、罰金に処せられたときは裁量的なものとする。

【検討課題】

- 猶予の期間を経過したときは刑の言渡しは効力を失うとの規定（刑法第27条）との整合性をどのように図るか。
- 併せて以下の仕組みを設けるか。
 - ・ 刑の一部の執行猶予（刑法第27条の2）、仮釈放（刑法第28条）の期間内に更に罪を犯した場合、期間経過後であっても同様に刑を執行することができる仕組み
 - ・ 執行猶予を取り消した場合には、経過した猶予期間分を考慮して、刑の一部の執行を免除し得る仕組み

第5 資格制限の排除

考えられる制度の概要

裁判所が刑の全部の執行猶予判決を宣告する際、刑の言渡しに伴う資格制限を排除する旨を言い渡すことができるものとする。

【検討課題】

- 必要性及び相当性
 - ・ 資格制限を排除すべき必要性があるのはどのような場合か。
 - ・ 若年者（特に18歳及び19歳の者）について特別な取扱いをするか。
 - ・ 個々の法律がそれぞれの趣旨・目的に応じて資格の適正を図るために設けている資格制限を裁判所が判断して排除する仕組みとすることは相当か。
 - ・ 行政処分として行われる資格制限について、裁判所の判断で排除する仕組みとすることは相当か。
- 要件等
 - ・ 排除するか否かの判断基準が明確になるような適切な要件等を設けることができるか。